駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付などの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活　動　方　針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認を実施する。

※　祭礼、行事など各種イベントや１１０番通報などにより、交通の円滑と危険防止のため下記以外の場所で放置車両の確認を実施することがあります。

重　点　路　線

路　線（区　間）	重点時間帯	令和６年中 取付件数
①　国道24号・和歌山東警察署との署境～県庁前交差点及びその周辺	8:00～22:00	４６件
②　県道752号（和歌山阪南線）・西汀丁交差点～和歌山北警察署との署境及びその周辺	8:00～22:00	２３件
③　国道42号・県庁前交差点～和歌浦東三丁目交差点及びその周辺	8:00～22:00	３件
④　県道17号（和歌山停車場線）・西汀丁交差点～和歌山東警察署との署境及びその周辺	7:00～22:00	１５件
⑤　県道15号（新和歌浦梅原線）・宇治交差点～西浜交差点及びその周辺	8:00～22:00	７８件
⑥　市道本町和歌浦線・北新橋西詰交差点～和歌浦東三丁目交差点及びその周辺	8:00～24:00	３９件
⑦　臨海道路毛見１号線・布引第三交差点～マリーナシティバスターミナル及びその周辺	8:00～24:00	４０件

重　点　地　域

地　　域	重点時間帯	令和６年中 取付件数
A　和歌山城から半径1.5kmの和歌山西警察署管内及びその周辺	6:00～翌2:00	２，０８０件
B　紀三井寺駅から半径１kmの和歌山西警察署管内及びその周辺	6:00～22:00	１１件

和歌山県和歌山西警察署